



濃厚接触者、要待機者の待機期間の短縮について

令和4年7月22日より適用

◎**濃厚接触者**（家族等同居者、ハイリスク施設の入所者等）

＜変更後＞ 5日間（6日目に解除）

★ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（研究用でなく薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性確認後は、3日目から解除可

濃厚接触者の分類	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
全ての濃厚接触者 （社会機能維持者を含む）	最終接触		待機期間 5日間				解除
※2日目・3日目に抗原定性検査キットで陰性確認後、3日目に解除可	最終接触		待機期間 「陰性」検査	「陰性」検査 解除	検温など自身による健康状態の確認及び必要な感染対策の実施		
医療機関・ハイリスク施設・保育所等の従事者	最終接触		待機期間 「陰性」検査	「陰性」検査 解除	検温など自身による健康状態の確認及び必要な感染対策の実施		
※毎日抗原定性検査キットで陰性確認後、従事可							

＜通知を受けた佐賀県独自の対応の変更＞

◎**要待機者**（学校等での「コロナチェック」で“濃厚接触の可能性がある”となった方）

＜変更後＞ 3日間（4日目に解除）

★ ただし、2日目及び3日目に抗原定性検査キット（研究用でなく薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性確認後は、3日目から解除可

なお、5日目までは、毎日体温測定を測って健康観察をし、こまめな手洗いなど基本的な感染対策を徹底

※ 濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）については、令和4年7月22日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用。



陽性者の療養期間等の見直し

令和4年9月7日より適用

<見直しのポイント>

【有症状又は無症状患者の療養期間等について】

◎**有症状者** 療養期間：10日間（11日目に解除）



<変更後> 7日間（8日目に解除）

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから検温など自身による健康観察等の徹底が必要

※ 見直しは、令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用。

◎**無症状者** 待機期間：7日間（8日目に解除）

ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康観察の確認やリスクの高い場所の利用や会食等の避けること、マスク着用等の感染対策を求める



<変更後> 7日間（8日目に解除） ← 従来から変更なし

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから検温など自身による健康観察等の徹底が必要

【療養期間中の外出自粛について】

- 有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、

外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。